



①価格交渉ではコストに関する客観的、合理的な根拠を目に見える形で

親事業者からの値下げ要請阻止や逆に労務費等の向上による値上げ要求の交渉には、**客観性のあるデータや合理的な根拠**を用意する。

例) 人件費や原材料の内訳とその価格推移表、必要な工数、技術難易度、知的財産の対価
原価計算ソフトを用いた計算プロセスと結果

②原材料価格の上昇分を単価に反映できる仕組みを導入

- ・企業努力で対応可能な範囲を示し、その範囲を超えるものについては、協議する。
- ・サーチャージ制や価格スライド制を導入し、価格の上昇によるコストの増減分を別建てにする。

③必要に応じて、対案・代案を提示する

より効率的な加工方法・材料への変更/メンテナンスフリー化・サービス体制の変更/
簡易包装への変更/自社調達から材料支給へのシフト/不必要に厳しい検査基準見直し/
支払条件の変更等

④取引条件、ルールを書面(契約書、見積書、メール等)に残す

- ・トラブルを未然に防ぐためには書面の取り交わし、記録が不可欠です!
 - ・書面の共有が難しい場合でも、**電子メールにて記録を残す**
- 取引先に対して、「間違えがあるとご迷惑をかけるので確認させてください」と伝え、口頭で取り交わした内容をメールにて送付して確認をする。

見積書

- 見積価格の前提となる条件を明確にし、価格に影響する数量、設計、仕様、納期等は具体的に記載。また、変更が生じた場合、追加費用が発生する旨を記載する。
- 仕様が確定せず金額を決定できない場合は、後日改めて決定する旨を記載
- その他
 - ・型や試作品製作費
 - ・附带業務の範囲
 - ・運送経費

契約書

- 双方の権利、義務の内容、範囲をはっきりさせる
- 責任の範囲(親事業者側の都合による債務不履行責任等)
- 量産終了後の補給品の単価、支給期間、打切り基準、型の保管費用、費用負担
- 従業員の派遣についての費用負担
- 図面提供費や第三者への開示可否

⑤すでに無償で保管している金型については、保管している金型情報を整理し、親事業者に保管費用の合理的根拠を示し、破棄や費用負担を交渉してみる。

下請取引に関する相談機関のご案内

取引上の様々なトラブルに対して下請法に詳しい専門相談員や弁護士が親身になってご相談に応じ、具体的な解決策を提示します。相手方(親事業者)に知られないように取扱いには十分な注意を払っておりますので、お気軽にご相談下さい。(事前にお問い合わせください)

下請センター東京(公財)東京都中小企業振興公社

下請センター東京(下請取引紛争解決センター)
(公財)東京都中小企業振興公社 本社(秋葉原庁舎4階)
〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9
電話: 03-3251-9390 FAX: 03-3251-7888
Email: s-center@tokyo-kosha.or.jp

下請センター東京 多摩支援室
(公財)東京都中小企業振興公社 多摩支社
〒196-0033 昭島市東町3-6-1
産業サポートスクエア・TAMA
電話: 042-500-3909 FAX: 042-500-3910

●専門相談員による相談

月曜日から金曜日(土日・祝祭日・年末年始を除く) 9:00~12:00 / 13:00~17:00

●弁護士相談(要予約・秋葉原庁舎のみ)

月曜日から金曜日(土日・祝祭日・年末年始を除く) 13:30~16:30 1件1時間程度

親事業者との取引で困っていませんか?

下請法運用基準等が改正されました!

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正(公正取引委員会)

下請代金支払遅延等防止法(下請法)は親事業者の下請事業者に対する取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護することを目的としています。下請法の一層の運用強化に向けた取組の一環として、下請法運用基準が改正されました。

親事業者による違反行為事例が追加

66事例→141事例

公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為などが追加されました。

減額

(下請代金の額から一定額を差し引くことによる減額)

コンビニエンスストア本部である親事業者の値引きセールを理由に、食品製造の下請代金から一定額を差し引かれた。



買ったとき

(合理性のない定期的な原価低減要請)

親事業者が親事業者の取引先と協議して定めた「〇年後までに製品コスト〇%減」という目標を達成するために、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定められた。



買ったとき

(量産品と同単価での補給品の発注)

量産終了後の補給品のわずかな発注で、一方的に量産時の大量発注の単価により下請代金の額を定められた。



不当な経済上の利益の提供要請

(型・治具の無償保管要請)

量産終了後も金型・木型を無償で保管させられているが、破棄申請をしても長期にわたり明確な返答がなく、保管費用を考慮してくれない。



不当な経済上の利益の提供要請

(労務の無償提供要請)

委託されている貨物運送業務とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせられた。



減額

(新単価の遡及適用による減額)

自動車等の部品製造委託で、発注済みの取引に引下げ後の新単価を遡って適用され、差額分を差し引かれた。



買ったとき

(下請代金を据え置くことによる買ったとき)

指定された原材料や労務費のコストが明らかに上がって、単価引上げの協議をしたのに十分な協議なく一方的に代金を据え置かれた。



支払遅延

(支払制度に起因する支払遅延)

毎月 25 日納品締め切り、翌々月 5 日支払の支払制度のため、親事業者が給付を受領してから 60 日を超えて代金が支払われた。



返品

(受入検査を行わない場合の返品)

親事業者が検査なしで受領したのに、後から不良品だと返品された。



購入・利用強制

(自社製品等の購入強制)

冠婚葬祭式における司会進行等の委託内容とは直接関係のないディナーショーチケット等を購入させられた。



不当な給付内容の変更および不当なやり直し

(発注内容のやり直し)

親事業者がアニメーション動画完成品を確認、受領したのにプロデューサーの意向で無償で動画の品質を上げる作業をさせられた。



●下請法対象取引ではないと誤認しやすい取引事例の追加

- ・アニメーション制作者が製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合
- ・建設業者が施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合

下請代金の支払い手段について(通達)

支払は現金で！手形の場合は親事業者が割引料を負担しましょう！

下請法では、下請事業者に支払われるべき下請代金は、金銭(現金)によることが原則とされています。また、下請振興法に基づく振興基準においても「下請代金はできる限り現金で支払うもの」とされています。この趣旨をふまえて「下請代金の支払手段について」の通達も 50 年ぶりに見直されました。



- ・下請代金の支払いは**可能な限り現金で**
- ・手形等による場合は、**割引料を下請事業者負担させることがないよう**、あらかじめ割引相当分を上乗せしたり下請代金の額を十分に協議する。
- ・手形サイト※は 120 日以内(繊維業においては 90 日以内)は当然として、**将来的に 60 日以内とするよう努める**。
※手形の振出日から支払期日までの期間のこと
- ・中小企業以外の親事業者から率先して取り組み、サプライチェーン全体で取り組みを進める。

下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正(中小企業庁)

下請中小企業振興法は下請中小企業の経営基盤の強化を促し、下請関係の改善・自立化を図っていくための法律で、親事業者と下請事業者の両方にとっての望ましい取引慣行が定められています。下請事業者の取引条件を改善するため、この法律の振興基準も併せて改正されました。



●下請事業者の生産性向上等へ協力しましょう！

親事業者は、生産性向上等の努力をする下請事業者に協力しましょう。

- <望ましい事例> 下請事業者との面談、事業所訪問等
研究会の開催や協力体制(チームの設置等)の確立
課題に対し設計、仕様段階からサプライチェーン全体で対応

●一方的な原価低減要請はやめましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしないようにしましょう。

- <望ましい事例> 双方が協力して生産性改善に取り組み、その結果生じるコスト削減効果を寄与度を踏まえて価格に反映させる。

- <望ましくない事例> 原価低減目標の数値のみを提示する。
原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
文書や記録を残さない(口頭で削減幅を示唆)。

●対価には、労務費上昇分の影響を反映させましょう！

労務費上昇(特に人手不足や最低賃金の引上げに伴う上昇)による対価の見直し要請について、十分に協議しましょう。

●金型・木型の保管コストは親事業者が負担しましょう！

金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、方法や費用負担を明確に定めましょう。
親事業者の事情によって保管を求めている場合には、所有権に関わらず親事業者が費用を負担しましょう。

- <協議が望ましい事項> 生産予定期間、型の保守・メンテナンス・改造・回収費用等の負担、廃棄の基準や申請方法等

●支払は現金で！手形の場合は親事業者が割引料を負担しましょう！

●業界をあげて自主行動計画に取り組みましょう！

親事業者は、下請事業者とともに下請ガイドライン※を守る。マニュアルや社内ルールを整備し、下請ガイドラインの内容を自社の調達業務において徹底させる。

※業種別に、問題となりうる行為や望ましい取引関係を例示し、業界をあげて適正取引に取り組むために、現在、17 業種で策定した下請ガイドラインを中小企業庁 Web サイト上で公表しています。

業界団体等は、サプライチェーン全体の取引適正化を図るため、自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォローアップする。
親事業者は、こうした取組に積極的に協力する。